

追加議案

第1回玉名市議会

(定例会)

令和8年3月10日提出

第1回玉名市議会（定例会）追加提出議題

議番号	件 名	提案者
37	玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	市長
38	工事請負契約の締結について	市長
39	工事請負契約の締結について	市長
40	工事請負契約の変更について	市長

議第37号

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年3月10日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

玉名市国民健康保険税条例（平成18年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第11条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）
第11条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.27を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第11条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,400円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第11条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第25条第1項中「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について980円

第25条第1項第2号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について700円

第25条第1項第3号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について280円

第25条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 210円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 350円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 560円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 700円

第25条第3項中「算定した被保険者均等割額」の次に「(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)」を加え、同項に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する

月数を乗じて得た額

- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第7項、第8項及び第10項から第13項までの規定中「第9条」の次に「、第11条の2」を加える。

附則第14項及び第15項中「、第8条」の次に「、第11条の2」を加える。

附則第16項及び第17項中「第9条」の次に「、第11条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の玉名市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第38号

工事請負契約の締結について

本市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年3月10日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | |
|---------------|--|
| 1 工 事 名 | 明神排水機場災害復旧仮設ポンプ設置工事 |
| 2 契 約 金 額 | 388,300,000円 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 玉名市岩崎964番地
熊本利水工業株式会社 有明支店
支店長 吉田 剛健 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第52号）第2条の規定による。

議第39号

工事請負契約の締結について

本市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年3月10日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 明神排水機場ポンプ設備災害復旧工事 |
| 2 | 契 約 金 額 | 269,720,000円 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
株式会社西島製作所 九州支店
支店長 牧野 博隆 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第52号）第2条の規定による。

議第40号

工事請負契約の変更について

令和7年8月6日議決の工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更するものとする。

令和8年3月10日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | |
|---------------|--|
| 1 工 事 名 | 岱明中学校グラウンド整備工事 |
| 2 契 約 金 額 | (変更前) 247,500,000円
(変更後) 251,511,301円 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 玉名市岱明町野口908番地1
株式会社久保組
代表取締役 久保 勝 |

提案理由 テニスコート用フェンス高の変更等に伴い工事請負契約の契約金額を変更するため、議決事件の変更を行うものである。